

# 支 援 者 向 け

1. 聞こえない・聞こえにくいってどんなこと？
2. 聞こえない人への支援
3. コミュニケーション方法
4. 盲ろう者に対する支援
5. 手話通訳者・要約筆記者の派遣依頼
6. 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣依頼

# 1. 聞こえない・聞こえにくってどんなこと？

地域社会では、聴覚障害者も一緒に生活をしています。災害時には、聞こえない事で、多くの困難が起きがちです。まず、音声での災害情報がわからず速やかな避難ができません。避難所でも、音声情報が聞こえないと、状況判断ができず適切な行動がとれないばかりか、外見だけでは聞こえない事がわからないので、誤解を受けて人間関係を損ねることもあります。

## 2. 聞こえない人への支援

避難所では、聞こえない事を自ら示している場合があります。困っていたり、情報に気が付かなかったりという様子が見られたら、ご支援をお願いします。



(耳マーク)

※実際のマークは緑色です



(聴覚障害者災害時目印ステッカー)

自分から聞こえない事を伝えない聴覚障害者もいるので、プラカードなどで、避難所に聴覚障害者がいるかどうか確認してください。



## (1) 情報を伝えてください

- ・警報・行政の防災無線・広報車の呼びかけ等を伝えてください。聴覚障害者の家がわかれば、直に筆談等で伝えてください。



夜間で就寝中の時でも、命に関わる緊急情報であれば、ガラスを割ってでも屋内に入り確実に伝えることが必要です。

救助活動の際も、自分から助けを呼べず、救助者の呼びかけも聞こえないので、屋内まで見て安否を確認してください。

- ・避難所での大事な音声情報は、「後で」ではなく「その時に」確実に伝えてください。
- ・大事なお知らせは紙に書いて、よく見える所に掲示してください。

## (2) 代わりに電話をかけてください

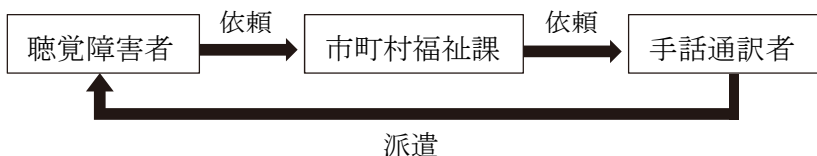
頼まれたときは、代わりに電話をかけてください。伝えたい内容を確認し、電話相手に伝え、電話相手からの話も書いて伝えてから、電話を切るようにしてください。



## (3) 手話通訳や要約筆記が必要かどうか確認してください

市町村では、聴覚障害者のコミュニケーション支援のため手話通訳者、要約筆記者を派遣する制度があります。平常時は、居住地の福祉担当課が窓口です。もしも派遣を希望していたら、居住地の福祉担当課へ、本人に代わってご連絡ください。

(P 20-参照)



### 3. コミュニケーション方法

聴覚障害者の聞こえの状況は、一人ひとり違います。音がゆがんで聞こえたり、高い音・低い音だけが聞こえる等、単に大きな声で話せばよいわけではありません。下記の方法を参考に、様々な方法を使って、聴覚障害者の反応を見ながらコミュニケーションすることが大切です。

#### (1) 筆談

- ・文章は短く、簡潔に書く。
- ・「いつ」「どこで」など、箇条書きにすると伝わりやすくなります。



#### (2) 口話（こうわ）・読話（どくわ）

聴覚障害者は、相手の口の形を見て話の内容をつかもうとするので、はっきり口を開けて、普段より少しゆっくり話してください。「わ・た・し・の、な・ま・え・は」のように、ゆっくり過ぎ・区切り過ぎは、逆にわかりづらくなります。「食事が／届きました」のように、文節ごとに区切って話してください。



#### (3) 身振り手振り

- ・動作や自分なりに工夫した身振りでも通じることがあります。
- ・表情をつける。
- ・方向や対象物を指さす。
- ・数字を指で表わす。



#### (4) 手話

#### ◆ 補聴器使用者への配慮

補聴器や人工内耳を使っている人は、周りに騒音があると聞こえにくくなりますので、静かな環境で1対1で話す等配慮が必要です。

補聴器さえあれば、全ての音や言葉が聞き取れるわけではないので、声だけでなく筆談や身振りも合わせて使うとより伝わるでしょう。

## 4. 盲ろう者に対する支援

### (1) 盲ろう者とは

視覚と聴覚の両方に障害をもつ人のことです。  
視覚と聴覚の障害状況によって以下の4つに分けられます。

全盲ろう (全く見えず、全く聞こえない)	全盲難聴 (全く見えず、少し聞こえる)
弱視ろう (少し見えて、全く聞こえない)	弱視難聴 (少し見えて、少し聞こえる)

### (2) 盲ろう者のコミュニケーション方法

障害の状態や盲ろうになるまでに修得した技能により、盲ろう者それぞれが使用するコミュニケーション方法は異なります。

	使用する感覚		
	触る	見る	聞く
手話をもとに	しょくしゅわ 触手話	じゃくししゅわ せつきんしゅわ 弱視手話・接近手話	
指文字をもとに	ローマ字式 指文字		
	日本語式指文字		
点字をもとに	指点字 点字筆記		
文字をもとに	手書き文字	文字筆談	
音声をもとに			音声



<触手話>

手話の手形を触って読み取る。



<指点字>

両手の人差し指・中指・薬指を  
点字の6点に置き換え点字を打つ。

### (3) 私たちにできる支援

視覚と聴覚の両方に障害があるため、災害の状況がわかりません。盲ろう者は一人ひとりコミュニケーションの方法が大きく異なるので、日ごろから、災害が起こった時の情報伝達や避難誘導を、誰が、どのように行なうのか、本人と話し合っておきましょう。避難所では、必要な情報を本人に合った方法で伝え、確実に伝わっているか、常に配慮しましょう。

### (4) あなたにもできること

<声をかけるとき>

- ・盲ろう者にそっと肩や手に触れ、まず自分の名前を盲ろう者の手のひらにやさしく書いてください。
- ・文章は、短く簡潔に「いつ」「どこで」など箇条書きにするとわかりやすいでしょう。
- ・見えなく聞こえないので、大事な情報も入りません。積極的に話しかけ情報を教えてください。
- ・盲ろう者に、話の内容が伝わっているのか表情などで確認してください。伝わっていないときは、言い直したり、さらに説明を加えてみましょう。



<介助について>

- ・盲ろう者は一人で歩くことができません。自分の肩または手にそっと盲ろう者の手をのせ、ゆっくりと移動の介助をお願いします。
- ・盲ろう者は周りの様子がわかりませんので、とても不安です。周りの状況を教えてあげてください。



## 5. 手話通訳者・要約筆記者の派遣依頼

市町村の福祉担当課に手話通訳者・要約筆記者を派遣してほしいと連絡します。災害の状況が大きく市町村の福祉課に依頼できない場合は、下記の機関にお問合せください。

	電 話	F A X	Eメール
長野県聴覚障がい者情報センター	026-295-3530	026-295-3567	info@nagano-choujou.com
長野県健康福祉部障がい者支援課	026-235-7103	026-234-2369	shuwa-nagano@pref.nagano.lg.jp
北信保健福祉事務所福祉課	0269-62-3604	0269-63-2934	shuwa-hokusin@pref.nagano.lg.jp
上田保健福祉事務所福祉課	0268-25-7123	0268-23-1973	shuwa-josho@pref.nagano.lg.jp
佐久保健福祉事務所福祉課	0261-23-6508	0261-23-6509	shuwa-saku@pref.nagano.lg.jp
大町保健福祉事務所福祉課	0267-63-3143	0267-63-3110	shuwa-kitaazumi@pref.nagano.lg.jp
松本保健福祉事務所福祉課	0263-40-1914	0263-40-1803	shuwa-matsumoto@pref.nagano.lg.jp
木曾保健福祉事務所福祉課	0264-25-2219	0264-24-2350	shuwa-kiso@pref.nagano.lg.jp
諏訪保健福祉事務所福祉課	0266-57-2911	0266-57-2963	shuwa-suwa@pref.nagano.lg.jp
伊那保健福祉事務所福祉課	0265-76-6811	0265-76-7033	shuwa-kamiina@pref.nagano.lg.jp
飯田保健福祉事務所福祉課	0265-53-0412	0265-53-0474	shuwa-shimoina@pref.nagano.lg.jp

## 6. 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣依頼

長野県では、重度の盲ろう者（障害者手帳の障害等級が視覚と聴覚双方とも4級以上で総合1級）にコミュニケーションと移動の支援を行なう「通訳・介助員」を派遣しています。（平成28年度現在）

避難所等に盲ろう者がいた場合、通訳・介助員の派遣を希望する場合は、長野県聴覚障害者協会へご連絡ください。

社会福祉法人長野県聴覚障害者協会

TEL026-295-3612 FAX 026-295-3610

Eメール：syandek@mx2.avis.ne.jp

## お願い

私は耳が不自由です。

通訳が必要なので、下記に電話をして下さい。

市町村	課
TEL	FAX
Eメール	

氏名	
住所	
聴覚障害種類	ろう ・ 難聴 ・ 中途失聴 ・ 盲ろう

コミュニケーション手段	手話通訳者 ・ 要約筆記者 盲ろう者向け通訳 ・ 介助員
-------------	---------------------------------



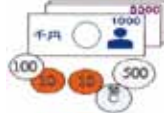
## <非常品持ち出し品チェックリスト(例)>

非常持ち出し品は家族構成を考えて必要なものを用意し、年に1回は点検をし、いつでも持ち出せるところに置きましょう。

- 懐中電灯     筆記用具・メモ帳     スマホ充電器     補聴器・電池  
(サインペンなど)



- 障害者手帳コピー     健康保険証     現金(小銭)     生理用品



- ヘルメット・防災ずきん     処方薬     ラップ     使い捨てカイロ



- ビブス・バンタナ     非常食     飲料水     ティッシュペーパー  
トイレットペーパー



- ナイフ     スプーン・はし     軍手     マスク



- ウェットティッシュ     防災シート  
(アルミブランケット)     ビニール袋     リュックサック

